

医学・歯学・獣医学の教育制度の法制上の沿革

1. 昭和22年 学校教育法制定。大学の修業年限が4年と定められる (医学・歯学部に関する特別の規定なし=修業年限4年)

○ 昭和22年法律第26号

第55条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前條の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとするができる。

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2. 昭和24年 医・歯学部に入學できるのは他学部又は他大学において2年間、監督庁の定める課程を修了した者、となる（学校教育法第56条）（修業年限6年）

○ 昭和24年法律第179号

第55条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前條の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとするができる。

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

医学又は歯学の学部を置く大学に入学し、医学又は歯学を履修することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学し、監督庁の定める課程を履修した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。但し、主として薬学を履修するために、大学に入学しようとする者については、この限りでない。

3. 昭和29年 医・歯学部の修業年限を6年以上とし、4年の専門課程とこれに進学するための2年以上の課程、となる（学校教育法第55条）

○ 昭和29年法律第19号

第55条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前條の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとするができる。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、同項に規定する二年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

4. 昭和48年 医・歯学部に関し、4年の専門課程とこれに進学するための2年以上の課程を設けないこともできることとなる

○ 昭和48年法律第103号

第55条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年をこえるものとする事ができる。

② 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、当該課程を専門の課程及びこれに進学するため課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の課程及び二年以上の課程とする。

③ 特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部と同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

5. 昭和58年 獣医学に係る課程の年限延長

○ 昭和58年法律第55号

第55条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年をこえるものとする事ができる。

② 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、当該課程を専門の課程及びこれに進学するため課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の課程及び二年以上の課程とする。

③ 特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部と同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

④ 獣医学を履修する課程については、第一項本文の規定にかかわらず、その修業年限は六年とする。

6. 平成3年 医・歯学部に関し、学校教育法上、専門課程と進学課程の区別を廃止

○ 平成3年法律第25号

第55条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び第五十四条の学部については、その修業年限は、四年をこえるものとする事ができる。

② 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

獣医学教育改革の経緯

昭和47年：農林省畜産局長が文部省大学学術局長に対し獣医学教育年限の延長を要望。

昭和49年：文部省獣医学視学委員会が「獣医学教育年限の延長について」とりまとめ

昭和50年：「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が発足

昭和51年：「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が「獣医学教育の改善について」により、当面修士課程積み上げによる6年制教育を実施すべき旨、文部省大学局長に報告

昭和52年：「獣医学教育の改善に関する調査研究協力者会議」が修士課程積み上げによる6年制教育の基準を積み上げによる6年制教育の基準をとりまとめ

：獣医師法が改正され、獣医師国家試験受験資格が学部卒業から修士修了となる。（53年度入学生から適用）

昭和54年：「獣医学教育の改善に関する会議」が「獣医学教育の改善に関する会議」の報告に対し意見をとりまとめ大学局長に通知

昭和55年：「獣医学部学科を置く国立大学長懇談会」が「獣医学教育の改善に関する会議」の報告に対して意見をとりまとめ大学局長に通知

昭和58年：「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が「獣医学教育の改善について」により学部6年制教育が実施できるよう措置すべき旨大学局長に報告

：「獣医学教育の修業年限の延長及びこれに伴う設置基準について」大学設置審議会に諮問し答申（学部6年制教育の実施、修業年限の延長に伴う収容定員の増加分の教員組織、校地・校舎基準の改正、博士課程の4年制の実施 等）

：学校教育法改正、獣医学を履修する課程の修業年限を6年に改正（59年度入学者から適用）

平成 元年：大学院設置基準が改正され、獣医学の博士課程の修業年限を4年に改正

平成 2年：連合獣医学研究科設置（岐阜大学に帯広畜産、岩手、東京農工が参加。山口大学に鳥取、宮崎、鹿児島が参加）

獣医師国家試験受験資格の変遷

【制度制定時】

○学校教育法（昭和22年）

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。ことができる。

○獣医師法制定（昭和24年）（4）

（受験資格）

第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 正規の大学において獣医学の四年以上にわたる課程を修めて、これを卒業した者

【獣医師法改正】（昭和52年）（4+2）

（受験資格）

第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

（施行）昭和53年4月1日

次の各号の一に該当する者は、改正後の第12条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

- 二 この法律の施行の日前に改正前の第12条第1号の大学に在学し、施行日以降に改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者

【学校教育法・獣医師法改正】（昭和58年）（6）

○学校教育法

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び第五十四条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。ことができる。

- 4 獣医学を履修する課程については、第一項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

（施行）昭和59年4月1日

次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- 二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督庁が定めるもの

○獣医師法

（受験資格）

第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者

（施行）昭和59年4月1日

施行日前に改正前の学校教育法に基づく大学に在学した者（施行日以後に改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定による獣医学の正規の課程を修めて大学を卒業した者を除く。）については、改正後の獣医師法第十二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について (昭和51年10月18日大学設置審議会答申抜粋)

I 構成

1 大学院の課程

大学院の課程は、博士課程とする。

(説明)

大学院の課程の種類は、これまでどおり博士課程とする。

なお、医学部医学科以外の卒業生等を対象とし、医学に関する相応の教育を行って高度の知識、能力を有する人材を養成し、必要とあれば更に博士課程に進み得る道を開くものとして、修士課程を設置することができるものとする。

ただし、その対象者、目的、性格、教育内容、学位の名称等については、十分な検討が必要である。

2 博士課程

(1) 目的、正確

博士課程は、研究者養成を主眼とし、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(説明)

(略)

(2) 修業年限

博士課程の修業年限は、4年を標準とする。

(説明)

従来、博士課程の修業年限は4年とされてきたが、これまでの経験などから見て、4年という期間自体はほぼ妥当であると考えられる。

しかしながら、博士課程の目的、性格から見て4年を固定的な修業年限とするよりは、答申と同様に標準的な修業年限とする方がより適当であると考えられる。例えば、極めて優秀な学生が所定の水準に4年以内に到達したような場合には、必ずしも4年にこだわることなく課程を修了できるようにすることがより適当であろう。ただし、4年未満で課程修了を認めることは極めて例外的な場合と考えられ、この場合であっても3年以上の在学年数を必要とし、またこのことにより博士の水準の低下を来すことのないよう十分配慮する必要がある。

なお、臨床医学に即した分野においては、その研究の特性から、4年の在学年数を要する場合が多いと考えられる。

(3) 履修方法

① 博士課程においては、30単位以上を修得し、教員の指導を受けつつ研究に従事し、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることが学位論文の審査及び試験により立証されたときに課程を修了し、博士の学位が授与される。

② 博士課程に在学する学生について、研究指導上特に必要がある場合には、他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院に研究指導の一部を依頼することができるものとする。

(説明)

(略)

II 組織、編成

1 専攻

研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には各専攻分野を統合した一個の専攻とすることができる。

(説明)

(略)

2 学生定員

学生定員は、教員組織、施設設備その他を総合的に考慮して、専攻を単位として研究科ごとに定める。

(説明)

(略)

III 教員組織

大学院には、専攻の種類及び規模に応じ教育、研究、研究指導に必要な教員組織を置くこととし、学部、研究所等の教員、大学院の専任教員等がこれに当たる。

(説明)

(略)

IV 学位制度

1 学位の種類及び意義

① 学位の種類は、博士とする。

② 博士の学位は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることの証明という性格をもつものとする。

(説明)

(略)

2 学位の授与要件

① 博士の学位は、原則として大学院に4年在学して30単位以上修得した上で、教員の指導を受けつつ研究に従事し、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていることを証明するに足る博士論文を提出して、その審査及び試験に合格した者に授与する。

② 博士の学位は、大学院の課程を経ない者又は修了しない者についても、博士論文の審査、試験等により、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えていると認められた者には授与する。

③ 学位論文の審査に当たっては、提出された学位論文の主題に応じて、当該研究科が必要と認めた場合には、学内の他研究科所属の教員又は学外者を加え、最も適当な審査が行われるよう配慮する。

(説明)

(略)

IV その他の事項

(略)